

# 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する-その政治的含意をめぐって-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2014-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西川, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16751">http://hdl.handle.net/10291/16751</a>

# 「主権回復・国際社会復帰を 記念する式典」を批判する

— その政治的含意をめぐって —

西川伸一

---

## 《論文要旨》

---

2013年4月28日に開催された政府主催の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」の政治的含意を明らかにし、このイデオロギー的政治ショーを批判することが本稿の目的である。

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効して、日本は主権を回復した。1では、この日を「主権回復の日」として記念する行事を継続的に行ってきた保守派グループの思想を、その代表的論客である小堀桂一郎の新聞投稿から分析する。それによれば、小堀は主権が失われた6年8か月の占領期を例外視し、その前後の主権国家であった時代を接続することを主張する。両者を結合させるには「4.28」を明確に意識することが欠かせないのだ。

2では、保守系ジャーナリズムの代表格である読売新聞が「主権回復の日」にいかなるスタンスをとったかを検証する。2000年代の読売の宿願は「4.29」を「昭和の日」と定めることであり、それとの関連づけでのみ「主権回復の日」を取り上げている。祝日法が改正されて「昭和の日」が実現してからは、読売紙上に「主権回復の日」という言葉は載らなくなる。

3では、小堀らの主張に稲田朋美ら自民党保守派の議員たちが賛同し、政府式典挙行がアジェンダにのっていき過程を考察する。すなわち、表明当初は、その日を「屈辱の日」などと位置づける沖繩や奄美群島のことは、安倍晋三首相の念頭にはなかったこと、式典における首相式辞は「積極的平和主義」に通じる内容を含んでいたこと、さらに式典終了直後の「天皇陛下万歳」の唱和が広げた波紋などを指摘する。

以上の政治的背景をもつ記念式典を政府が主催するのはやめるべきだ、というのが本稿の結論となる。

キーワード：主権回復の日、安倍晋三、小堀桂一郎、屈辱の日、昭和の日、稲田朋美、「天皇陛下万歳」

---

目 次

はじめに

- 1 「主権回復記念日国民集会」の思想的背景
  - 2 読売新聞が「主権回復の日」に認めた「意義」
  - 3 「主権回復」式典開催までの経過と当日の「万歳」唱和
- 結論——政府主催の「主権回復」式典はやめよ——

はじめに

政府主催の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」の举行

2013年4月28日11時から、政府主催の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」(以下、「主権回復」式典)が、天皇・皇后も出席して憲政記念館で举行された。本稿は、これがきわめてイデオロギー色の強い政治ショーであったことを検証し、批判するものである。この式典の様子は政府インターネットテレビ (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7853.html>) ないしはニコニコ動画 (<http://www.nicovideo.jp/watch/sm20727693>) でみることができる。それらによれば、式典の具体的進行内容は表1のとおりである。なお、司会を務めたのは、フリーアナウンサーの平野啓子であった。安倍晋三首相は2013年5月30日付で平野に感謝状を贈っている (<http://hirano-keiko.com/>)。

降伏から主権回復まで

周知のとおり、日本の実質的降伏は1945年8月14日にポツダム宣言受諾を日本側が連合国に通告し、翌15日正午からのいわゆる玉音放送で、昭和天皇が国民に向けてそれを表明したことによる。一方、国際法上の正式の降伏は同年9月2日に、東京湾上の米艦ミズーリ号において日本側を代表する

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

表1 「主権回復」式典の進行内容

動画再生後* (正味時間**)	進 行 内 容	備 考
00分41秒	壇上の出席者紹介。伊吹文明衆議院議長、平田健二参議院議長、竹崎博允最高裁判所長官、安倍晋三首相、麻生太郎副総理の順。	
01分43秒	天皇・皇后臨席のアナウンス。	
02分06秒	菅義偉官房長官の先導で、天皇・皇后が入場。	
02分32秒	「みなさまご着席ください」のアナウンス。	
02分46秒 (02分59秒 ～03分07秒)	麻生副総理による「閉式の辞」。	
03分31秒 (03分37秒 ～04分35秒)	国歌斉唱。	
04分50秒 (05分08秒 ～15分00秒)	安倍首相による「式辞」。	昭和天皇の和歌引用。
15分18秒 (15分39秒 ～19分28秒)	伊吹衆議院議長による「挨拶」。	
19分43秒 (19分56秒 ～22分29秒)	平田参議院議長による「挨拶」。	
22分43秒 (23分02秒 ～26分07秒)	竹崎最高裁判所長官による「挨拶」。	司法に言及。
26分23秒 (27分24秒 ～29分21秒)	杉並児童合唱団による合唱：1曲目「手のひらを太陽に」	合唱団は女子17名・男子3名の合計20名。***
29分22秒 (29分22秒 ～31分04秒)	同2曲目「翼をください」	
31分05秒 (31分05秒 ～34分26秒)	同3曲目「BELIEVE」	
34分38秒 (35分33秒 ～38分53秒)	合唱と弦楽四重奏による「あすという日が」	東北の復興を応援する歌；式典の締め括りの歌
39分22秒 (39分37秒 ～39分44秒)	菅官房長官による「閉式の辞」。	
40分00秒	天皇・皇后退席のアナウンス。	
40分30秒	会場から「万歳」の声がかかり、次第に会場全体に「万歳」が波及。	
41分19秒	天皇・皇后が会場出口から退出。	

\* 経過時刻表示はニコニコ動画による。ニコニコ動画には壇上の出席者紹介から映っているが、政府インターネットテレビでは天皇・皇后入場からはじまるため。

\*\* 「正味時間」とは、実際に聴している（歌っている）時間であり、その前後の紹介のアナウンスや自席からマイクまでの往復時間を除いたものである。

\*\*\* 杉並児童合唱団からの回答（2013年11月1日付筆者あてメール）による。

重光葵および梅津美治郎，ならびに連合国を代表するマッカーサー連合国最高司令官らが署名した降伏文書に基づく。

そこには「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス」などと規定されていた。「制限ノ下ニ置カルモノトス」は、英文表記では“shall be subject to”であり、直訳すれば「従属する」である。日本の主権国家たる地位は大きく制約された。東京に連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が置かれ、日本本土は連合国の占領に服することになった。

降伏から6年後の1951年9月8日、サンフランシスコ講和条約（公式名・日本国との平和条約）が日本国と48か国の間で締結された。その後各国で批准の手續きが取られ、翌1952年4月28日に発効した。その第1条(b)には「連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」とある。この日をもって日本は主権を回復したのである。

ただし、同第3条は「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」と記していた。

この条文について、西村熊雄・外務省条約局長は国会答弁で、「〔米国が当該地域とその住民に対して〕\*立法、司法、行政の三権を行使することができる」と規定しているのみで、「同地域に関する限り日本の主権が残るということは、サン・フランシスコ会議においても、米英両全権が明白に説明されたところでございます」と述べている（1951年10月17日・衆院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会）。

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

とはいえ、主権が残っていても三権の行使を米国に握られていては、主権は実質的には失われたことにほかならない。『沖縄タイムス』は2013年3月9日付社説で、「第3条によって北緯29度以南の奄美、沖縄、小笠原が日本から分離され、日本の独立と引き換えに米国の施政権の下に置かれたのである」と書いた。そこで、沖縄ではこの4月28日を「屈辱の日」とよび、奄美群島では「痛恨の日」と位置づけられてきた。

4月28日が日本にとって主権回復の日であることには、このような重い制約が課せられていた。

\*引用文中の〔 〕はすべて引用者が説明のために補ったものである。

## 1 「主権回復記念日国民集会」の思想的背景

### 「主権回復記念日国民集会」のあゆみ

主権回復以降の新聞記事を検索しても、4月28日に日本の主権回復を記念する集会が開かれたとする記事はヒットしない。国民には全く忘れ去られた「記念日」であった。それがあつた明確なイデオロギーをもつたグループによって開催されるのは、主権回復45周年を迎えた1997年の同日のことである。「主権回復四十五周年記念国民集会」が東京・九段南の九段会館で開かれ、基調報告と「日本人はなぜ主権回復の日を忘れたか」と題するパネルディスカッションがなされた。これを報じたのは、翌日付の『産経新聞』のみである。

それから今日に至るまで、毎年その日に「主権回復記念日国民集会」が行われていく。2013年で17回目となる。集会名称は、第1回と第6回のみそれぞれ「主権回復四十五周年記念国民集会」および「主権回復五十周年記念国民集会」と銘打たれている。

主催者は「主権回復記念日」実行委員会である。ただし、第6回（2002

年)は産経新聞社正論調査室などが協賛した。第16回(2012年)は同委員会ならびに自民党主権回復記念日制定議員連盟およびたちあがれ日本の共催という形をとった。そして、第17回(2013年)は同委員会が主催し、自民党主権回復記念日制定議員連盟が協賛している。また、会場は第1回から第14回(2010年)までは九段会館を使用してきた。ところが、2011年の東日本大震災で九段会館が被災したため、第15回(2011年)は会場を靖国神社境内の靖国会館に移した。第16回は自民党本部で、第17回は日比谷公会堂で開かれている。

来場者数は九段会館での開催の場合「約千人収容のホールだったが、集会が満員を記録した事は数えるほどしかなかった」。日比谷公会堂では「会場係の計算によると結局千三百人が入場してくれた由」という。(小堀 2013: 221)

第16回と第17回の模様は、「ニコニコチャンネル」の動画配信チャンネル「日本文化チャンネル桜」で視聴することができる<sup>1)</sup>。どちらをみても、「主権回復記念日実行委員会世話人」の肩書きで冒頭に「主催者挨拶」をしているのが、小堀桂一郎・東大名誉教授である。第1回の集会で基調報告を行ったのも小堀である。

#### 小堀桂一郎による『産経新聞』への「主権回復記念日」啓発投稿

小堀は第1回集会が催された1997年以降、ほぼ毎年4月28日かその直前に、「主権回復記念日」を啓発する投稿を『産経新聞』「正論」欄に寄せている(表2)。全部で14件あり、いずれも2,000字程度で書かれている。小堀の肩書きは2001年まで明星大学教授、2002年以降は東大名誉教授である。

投稿のなかった年は2000年、2003年、2004年、そして2012年である。一方、2011年には秋にも投稿している。

2000年4月に小堀は7日および20日と2度「正論」欄に投稿しているが、

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

表2 小堀桂一郎による『産経新聞』「正論」欄への投稿タイトル

No.	掲載日	タイトル	備考
①	1997. 4. 26	「主権回復記念日」を提案する	
②	1998. 4. 23	4月28日は何の日か	
③	1999. 4. 24	主権意識回復の前途にあるもの	
④	2001. 4. 25	「国家主権」を再考するとき	
⑤	2002. 4. 26	「主権回復 50 周年」の記念日に	講和条約発効50周年
⑥	2005. 4. 27	我等が父祖の国是三則に立ち返れ	
⑦	2006. 4. 27	主権回復記念日の祝日化を求める	
⑧	2007. 4. 28	「主権回復記念の日」の意義を考へる	
⑨	2008. 4. 28	「主権回復記念日」を祝日に	
⑩	2009. 4. 28	主権回復記念日がなぜ必要か	
⑪	2010. 4. 28	主権意識の欠如が国を解体する	
⑫	2011. 4. 28	「力」と決断の智略が国家なのだ	
⑬	2011. 9. 8	主権回復の日で国家を考えよう	講和条約調印60周年
⑭	2013. 4. 18	主権国家の「実」を示し、誇る日に	

\*以下、上記記事からの引用にあたっては「小堀①」などと典拠を表記する。

いずれも主権回復の日には触れていない。7日のタイトルは小淵恵三首相の緊急入院・内閣総辞職に寄せた「国の尊厳第一義に捨て身の覚悟で」であり、20日は「新指導要領」実施を危惧する」であった。2003年も4月6日に投稿している。それは「憂慮される「追悼懇」報告書の行方」と題され、この報告書に提言された無宗教の追悼施設建設を強く批判している。2004年と2012年には投稿がない。

2011年9月8日の投稿は、この日がサンフランシスコ講和条約調印60周年に当たっていること、およびその約2週間前の8月26日に、自民党が4月28日を主権回復記念日として祝日とすることを定めた祝日法改正案を、衆院に提出したことにちなむものである。講和条約調印60周年を捉えて投

稿したので、2012年4月28日の講和条約発効60周年に際しては投稿を「遠慮」したのであろうか。代わって、その日には『産経新聞』の「主張」欄（他紙の社説に相当）がこの記念日を取り上げている。

とまれ、小堀のこの一連の投稿を読んでいけば、「主権回復記念日」に込められた政治的含意がわかるはずである。

### 小堀投稿の記載内容分析

表3は14件の小堀投稿のうち、複数回登場するトピックを括りだしたものである。

全体をみて傾向的に気づくのは、2006年の小堀⑦が記載内容の分岐点になっていることである。ちなみに、この投稿は、区切りとなる10回目の「主権回復記念日国民集会」の前日に掲載された。それまでの投稿では、現行憲法批判、教科書問題、拉致問題、靖国参拝問題が頻出し、保守派の怨念が横溢している印象を受ける。一方で、小堀⑦のタイトルが「主権回復記念日の祝日化を求める」とされているのを皮切りに、それ以降は4月28日の祝日化が毎回主張されていく。

「主権回復記念日国民集会」は毎年順調に開催され2006年で10回を数え、催し物として定着した。これを受けて、小堀はじめ実行委員会は次の段階の明確な政策目標として「4.28祝日化」を意識するに至ったのではないか。併せて大きいのは、2005年5月13日の参院本会議で、4月29日の「みどりの日」を「昭和の日」とするなどの祝日法改正案が可決・成立したことである（施行日は2007年1月1日）。そこで小堀⑦はこう書いている。「我々の提唱するのが、四月二十九日を「昭和の日」とし国民の祝日に再登場せしめることに成功した、その驥尾に附しての「主権回復記念日」の祝日化であるよ

さらに追い風が吹いていた。いわゆる小泉郵政解散に基づく2005年9月の総選挙で自民党が圧勝し、同党公認の新人候補が大量に当選した。彼らの

表3 小堀桂一郎による「主権回復記念日」啓発投稿の記載内容分析

No.	投稿年	意義	現行憲法 批判	北方領土	教科書	拉致	靖国参拜	集団的 自衛権	尖閣諸島	竹島	昭和の日	4.28 祝日化	議員との 連帯	頻度
①	1997	○	○	○	○	○	○		○	○				8
②	1998	○				○	○	○			○			5
③	1999	○			○		○							3
④	2001	○			○			○						3
⑤	2002	○	○		○	○	○				○	○		7
⑥	2005	○	○		○	○	○							5
⑦	2006	○	○			○	○		○	○	○	○		8
⑧	2007	○									○	○		3
⑨	2008	○		○		○	○			○	○	○	○	8
⑩	2009	○										○		2
⑪	2010	○									○	○	○	4
⑫	2011.4	○										○	○	3
⑬	2011.9	○			○	○	○		○	○		○	○	8
⑭	2013	○										○		2
頻度		14	4	2	6	7	8	2	3	4	6	9	4	69

\*「No.」は表2と共通している。

うち、保守色の強い議員34人が翌2006年2月10日に勉強会「伝統と創造の会」(伝創会)を設立した。会長は稲田朋美衆院議員である。その中の21人が同年4月28日に「記念すべき日」だとして、靖国神社に集団参拝したのである。次項で述べる井尻千男はこの集団参拝について、ずっと「政界はこの日に対して甚だ冷ややか」だったので、「私達にとっては大変嬉しい「朗報」とも言うべき出来事でした」(井尻ほか 2008:12)と評している。要するに、それまでの「穏健」な自民党からは相手にされないほど「過激」な主張を、彼らは展開していたということだろう。

さっそく伝創会の幹部は、翌2007年の「主権回復記念日国民集会」に登壇者として招かれた。赤池誠章、稲田朋美、菌浦健太郎、林潤の各自民党衆院議員である(井尻ほか 2008:157)。この「快挙」について小堀は、「一度に四人の〔国会議員の〕登場は初めてで、立法府の内部に祝日法の改正に関心を寄せる同志が現れたことで主催者は大いに元気づけられた」(小堀 2013:216)と評した。こうして、保守系国会議員と「主権回復記念日国民集会」実行委員会が結びついた。後述するように、やがて彼らを軸として「4.28」を祝日とする祝日法改正案が準備されていくことになる。

### 「同憂の友」の憂い

小堀④には「この日の歴史的意義を我等日本国民が改めて銘記することを願つて、五年前の平成九年以来、筆者は同憂の友なる入江隆則・井尻千男両氏と語らつて「主権回復記念日国民集会」の開催を企画し、四十五周年に当るその年から連年講演会や討論会を通じてこの日の意義を世間に訴へてきた」と書かれている。当時、入江は明治大学教授であり、井尻は拓殖大学教授であった。小堀はこの3人について、「少数の草莽の有志」(小堀④)とも形容している。井尻は企画に至る経緯をさらに詳しくこう述べる。

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

「なぜ記念すべき主権回復の日を堂々とお祝いしないのか、この歴史への疑問を小堀先生、入江先生、そして私の三人がたまたま話し合い、何らかの形で「主権回復記念日国民集会」というのをやってみようではないか、という話になったのが、平成八年暮れのある研究グループの忘年会の時です」。(井尻ほか 2008：11-12)

彼らは何を憂えていたのか。小堀の一連の投稿から、その「憂い」の理由を探ってみる。

「我々はこの晴れの日を主権回復記念日として祝ったこともなければ、長い間、その祝意を表現しようと考えたこともなかった。国家主権という至高の価値に対するこの鈍感さは、今日の我々の国家意識、もしくは広く精神的状況一般に対して、或る暗い禍の翳を投げかけずにはいない」。(小堀①)

そしてこの「或る暗い禍の翳」の例として、小堀は領土問題、歴史教科書問題、拉致問題、さらには閣僚の靖国神社参拜をめぐる隣国による重大な主権侵害に対して鈍感な世論を指摘する。なぜ世論に主権意識が希薄なのか。小堀は「主として米軍総司令部の手になる即製の一九四六年憲法（実体は「占領基本法」）の呪縛のせいである」(小堀①)と断言する。「何しろこの憲法は国の交戦権という国家主権の中でも最も重要な項目の一つを自らに対して承認していない」(小堀①)ところから「呪縛」は発するという。

「過酷な追撃戦」による国民の「精神的武装解除」

ただ、主権侵害への世論の鈍感さを憂い糺すことだけが、小堀らの目的ではなかった。むしろ彼らがより強調したいのは、1952年4月28日が「真の

「終戦」を実現し得た「終戦記念日」（小堀⑤）だということである。

小堀いわく、人びとが終戦の日と意識している1945年8月15日は、戦闘状態が停止された日付にすぎない。

「国際法上の真の終戦は平和条約の発効を待つて初めて確認されたのである。停戦からこの日〔1952年4月28日〕に至るまでの六年八箇月の間、我が国は米軍による軍事占領を被つてゐたのであつて、日本国政府の政治上の権限は連合軍総司令部の意志の下に従属してゐた。独立の国家主権といふものはなかつた。かうした従属状態の下で次々と実践に移されて行つた米国の対日占領方針の諸施策は、謂はば戦闘能力を奪はれた敵に対する苛酷な追撃戦であつて、米国はこの戦勢を存分に活用し、日本国の弱体化と日本国民の精神的武装解除といふ長年の戦略目標をほぼ十全に達成したと見られる」。 (小堀②)

「軍事占領といふ形での戦争状態はそれから昭和27年4月までの6年8カ月の間、なほ執拗に日本帝国の破壊工作を継続してゐた」。 (小堀⑩)

その制度的手段として、日本国憲法、教育基本法、神道指令、教育勅語の排除・無効確認の国会決議などが強制・強行されたというわけである。とりわけ日本国憲法は「制定過程の国際法違反が明白」であり、「この法の性格は要するに処罰的占領政策基本綱領のそれに他ならない」(小堀⑦)。従つて、「主権回復の実現と同時に直ちに無効宣言・廃棄に踏みみるべきであつた」(小堀⑦)とまで小堀は述べる<sup>(2)</sup>。

#### 「8.15」以前と「4.28」以降の接続

これら「屈辱的立法」が惰性的に施行され続けた結果、国民は「被占領後遺症とも呼ぶべき屈伏症候群」に無意識のうちに罹患してしまった。「それ

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

以来本年で実に56年の歳月が経過してゐるのに、国民の中に未だに国家主権の尊厳といふ意識に催眠術でもかけられた如く、敗戦＝被占領国根性から抜出せないでゐる不思議な人種が少なからざる」（小堀⑨）。だからこそ、集团的自衛権を行使できず諸外国の不信と侮りを買ひ、閣僚の靖国参拝では「隣国の干渉」に屈し、領土問題でも隣国の横暴を許しているのである。

そこで、「4.28」を祝日とする<sup>(9)</sup>ことで、主権を回復した「4.28」が真の終戦の日であることを国民に強く自覚させ、「占領体制からの脱却」（小堀⑨）が果たされなければならない。「平和条約の発効を以て、過ぐる戦争に関する損益の貸借関係は清算され、日本国は爾来、尊厳にして不可侵の主権を保有する独立国家の地位を回復したはず」なのだから（小堀②）。

言い換えれば、彼らにとって、占領された6年8か月は光輝ある皇国の歴史における例外的中断であった。「8.15」以前の時代と「4.28」以降の時代は、主権国家として接続されるべきなのである。「8.15」は体制変革の起点ではなく、敗戦に起因する主権国家たる歴史の屈辱的中断の始点にすぎない。それは「4.28」で終点を迎えた。ならば中断は解除され、その「異質な時代」（入江の発言；井尻ほか 2008：121）に押しつけられた屈辱的立法は無効とすべきなのだ。「この日〔1952年4月28日〕より以後、日本人はもはや上記の占領行政の施策に束縛される必要はなくなり、それらは全て破棄したり効力を停止して、戦前の姿にもどしたりしてもよいはずだつた」（小堀③）。

そして、「同憂の友」である井尻も言う。「私は、もし四月二十八日を主権回復記念日として創設できれば、歴史観を大転換する大きなテコになると思います」（井尻ほか 2008：89）。

### 「主権回復記念日国民集会」に距離を置く『産経新聞』

以上の小堀の投稿を毎年のように掲載してきた『産経新聞』は、社として「主権回復記念日国民集会」にどのような姿勢で臨んできたのだろうか。当

表4 『産経新聞』が「主権回復記念日国民集会」を取り上げた記事

No.	掲載日	記事見出し	字数
①	1997. 4. 29	主権回復国民集会	208
②	2002. 4. 27	【ニュースクリック】あす主権回復記念国民集会 東京・九段会館	196
③	2005. 4. 25	【教育】掲示板 主権回復記念国民集会	143
④	2006. 4. 24	【教育】掲示板 主権回復記念国民集会	156
⑤	2010. 4. 29	【主張】主権回復の日 守りたい領土と海洋権益	926
⑥	2012. 4. 28	【主張】主権回復の日 「領土」と「拉致」に本腰を	902
⑦	2013. 3. 13	【主張】独立回復の日 主権守り抜く覚悟新たに	899
⑧	2013. 4. 29	【主張】主権回復の日 強い国づくり目指したい	914

\* 以下、上記記事からの引用にあたっては「産経①」などと典拠を表記する。

然、それへの「応援団」的な記事や社説が多数あってもおかしくない。しかし、それは意外なほど少ない。

産経①～産経④はベタ記事程度にすぎない。産経②には、この年の「主権回復五十周年記念国民集会」には「産経新聞社正論調査室」が協賛したとある。ほかの年に協賛したかは不明である。「主張」欄で「主権回復の日」が取り上げられるのは、ようやく2010年以降である。2010年だけは小堀の投稿の翌日に「主張」欄が「主権回復の日」の意義を論じている。この催しに社として本腰を入れているのであれば、こうした関係プレー的な紙面構成はもっとあってしかるべきではないか。やや不自然に距離を置いていると考えざるを得ない。2013年の2件は、政府主催の「主権回復」式典が開かれたのだから当然だろう。

言うまでもなく、産経新聞社は新憲法の制定を目指している。2013年4月26日には『産経新聞』による「国民の憲法」要綱を同紙上に発表した。同日付の同紙「主張」では、現行憲法を「国家と国民の主権が認められていない連合国軍最高司令部（GHQ）の占領期に制定された「占領憲法」と位置づけている<sup>(4)</sup>。その産経の社論をもってしても、「所詮「占領政策施行要

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

項)にすぎない現憲法」(小堀⑥)なので「4.28」以降それは無効だなどとする小堀らの主張は、社として与するにはあまりに復古主義的かつ非現実的とみなされたのかもしれない。「北方領土と竹島が返り、拉致被害者全員が日本に帰るまで、真の主権回復はない」(産経⑧)とあるように、産経⑤～産経⑧のいずれも領土問題と拉致問題が主権と絡めて論じられている。一方、あの6年8か月に及んだ「占領体制」を清算せよとの主張はまったくみられない。

産経すら二の足を踏んでいた小堀らの主張が、あれよあれよという間に第2次安倍政権のアジェンダにのってしまったのである。

## 2 読売新聞が「主権回復の日」に認めた「意義」

### 「主権回復の日」は社説限定で4年連続で登場

保守系ジャーナリズムの代表格である読売新聞は、「主権回復の日」をどうみていたのか。

『読売新聞』紙上に「主権回復の日」という言葉がはじめて登場するのは、2002年4月28日付社説においてである。その後2013年3月7日付夕刊で、「首相は〔中略〕4月28日を「主権回復の日」と位置づけ、政府主催の式典の開催を検討していることを明らかにした」と報じるまで、同紙ではこの言葉は社説にのみ登場する。合わせて4件だけである(表5)。産経のように、識者を登場させてその意義を説かせることはいっさいしていない。「あれは産経のシマ」として手を出さなかったのだろう。

その読売がなぜ突如として2002年に「主権回復の日」と言い出したのか。読売①は主張する。

「本来なら、国が主権・独立を回復した日は、当時から国民こぞって祝われるべき日だったはずである。／そうならなかったのは、なぜか。当

表5 『読売新聞』が「主権回復の日」を取り上げた社説

No.	掲載日	社説タイトル	備考
①	2002. 4. 28	講和発効50年「主権回復の日」を大事にしたい	後述の読売⑤と同じ。
②	2003. 4. 27	主権回復の日 歴史の重みを胸に刻む日に	後述の読売⑥と同じ。
③	2004. 4. 28	主権回復の日 「戦後」はこの日から始まった	後述の読売④と同じ。
④	2005. 4. 28	講和の日 「主権回復」の重みを忘れまい	後述の読売①と同じ。

\*以下、上記記事からの引用にあたっては「読売①」などと典拠を表記する。

時の左翼勢力や、それに追隨する“進歩的文化人”は、ソ連を始めとする共産圏諸国を含む「全面講和」でなければ認められないとし、この条約への猛烈な反対運動を展開した。それが日本社会にもたらした“裂傷”の後遺症のせいである。／歴史の審判はとっくに下っている。左翼勢力、ソ連コンプレックスの“進歩的文化人”たちの誤りは、明々白白だ。となれば、講和発効五十周年を機に、改めて、この日を国民の祝日とすることを国民的に議論してもいいのではないか。／それは、日本がなぜ、どのような経緯で、主権・独立を失うに至ったのかという戦前の歴史、さらには、なぜ、この日が祝日にならなかったのかという戦後史を、問いなおす機会にもなるだろう。／国民の祝日といえ、四月二十九日の昭和天皇誕生日を、「みどりの日」から「昭和の日」に変更しようという議論も激動の昭和の歴史に思いを致すという趣旨では同じである。  
(／は改行。以下、同じ)

すなわち、講和発効50周年を機に「4.28」の祝日化を求めたわけである。ただ、読売①が単なる周年記事であれば、その後も3年連続で社説が「主権回復の日」をテーマとしたことの説明がつかない。さらに、なぜ2005年を

最後に社説で取り上げなくなったのか。これにも理由があるはずである。解くカギは読売①の最終段落にある。

### 読売による「昭和の日」制定の側面支援

1989年1月7日の昭和天皇の死去後、天皇誕生日だった4月29日は「みどりの日」と改称されて、祝日であり続けた。そして、彼が死去して10年となる1999年を翌年に控えた1998年3月から、「みどりの日」を「昭和の日」に改称しようという運動が展開されていく。まず、3月5日に自民党の有志国会議員約50人が党本部で会合を開き、「昭和の日」への改称を求めることで一致する（『読売新聞』1998年3月6日付）。この会合の発起人は綿貫民輔元建設相であり、そののち彼を会長として超党派の国会議員による「昭和の日推進議員連盟」が結成される。4月23日には、学者や経済人らで組織する「昭和の日」推進国民ネットワーク（会長・鈴木英夫兼松名誉顧問）主催の『「昭和の日」実現国民大集会』が九段会館で開かれた。これには「昭和の日推進議員連盟」のメンバーも出席し、全体で約1,000人が集まったという（『読売新聞』1998年4月24日付）。

読売はこの運動がはじまった1998年から、社説や1面コラム「編集手帳」を通じてこの運動を紹介し側面から支援していく（表6）。

読売②は「歴史的記念日としては、サンフランシスコ講和条約が発効した四月二十八日（一九五二年）を祝日とすべきだ、という議論もかねてからある」として、前年からはじまった「主権回復記念日国民集会」も示唆している。

さて、「4.29」を「昭和の日」にするなどの祝日法改正案は2000年3月30日に、自民、自由、公明3党の議員立法として参院に提出された。当初はその国会中の成立が楽観視されていた。5月11日に参院文教・科学委員会で同法案が賛成多数で可決されたことを伝えた『読売新聞』同日付夕刊は、「今国会中での成立が確実となった」と書いた。ところが、直後の5月15日

表6 「読売新聞」が「昭和の日」を取り上げた社説および「編集手帳」

No.	掲載日	社説タイトル/「編集手帳」における「昭和の日」に関連する記述	備考
①	1998. 4. 25	[編集手帳] 「「昭和の日」に改称すべきだとの声も強まっている」	
②	1998. 4. 30	[社説] 「国民の祝日」ってなんだろう	
③	1999. 4. 29	[編集手帳] 「「昭和の日」に改める運動も続いている。」	
④	2000. 4. 29	[編集手帳] 「この日は、しかし、「昭和の日」とするのがふさわしいと、自民党などが祝日法改正案を出している。」	
⑤	2002. 4. 28	[社説] 講和発効50年 「主権回復の日」を大事にしたい	前述の読売①と同じ。
⑥	2003. 4. 27	[社説] 主権回復の日 歴史の重みを胸に刻む日に	前述の読売②と同じ。
⑦	2003. 7. 16	[社説] 祝日法改正案 「昭和の日」は今国会成立を目指せ	
⑧	2004. 4. 11	[社説] 「昭和の日」 祝日法改正の機は熟している	
⑨	2004. 4. 28	[社説] 主権回復の日 「戦後」はこの日から始まった	前述の読売③と同じ。
⑩	2005. 4. 14	[社説] 昭和の日 今度こそ速やかに成立させたい	
⑪	2005. 4. 28	[社説] 講和の日 「主権回復」の重みを忘れまい	前述の読売④と同じ。
⑫	2005. 4. 29	[編集手帳] 「昭和天皇の誕生日である「みどりの日」を「昭和の日」にする祝日法改正案が、国会で審議されている。」	
⑬	2005. 5. 14	[編集手帳] 「4月29日の「みどりの日」を「昭和の日」に改める改正祝日法が国会で成立し、再来年からの施行が決まった。」	
⑭	2005. 5. 14	[社説] 「昭和の日」成立 歴史を語り継ぐ日としたい	

\*以下、上記記事からの引用にあたっては「読売①」などと典拠を表記する。

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

に森喜朗首相の「神の国」発言が飛び出す。これを盾に、民主党など野党が同法案の衆院での審議入りに難色を示した。結局、5月30日に与党3党だけで審議入りにこぎつけるが採決は見送られ、6月2日の解散で廃案となる。

### 「主権回復の日」に便乗して「昭和の日」制定を喚起

その後、読売は「昭和の日」制定にまったく関心を示さなくなる。それが再び紙面で言及されるのは、2002年の読売①=⑤においてである。ただし、前々項で引用したとおり、その社説のメインは講和条約発効50周年と「主権回復の日」の宣揚であり、「昭和の日」は最終段落で傍論的に扱われているにすぎない。

ところが、翌日の同紙4月29日付に「「昭和の日」法案提出も 重要法案抱え一部慎重論／与党検討」という記事が載るのである。巧みで意図的な連係プレーと考えざるを得ない。前日の社説で「主権回復の日」に絡めて「昭和の日」を想起させて、この日の報道の「露払い」としたのだ。

自民、保守両党は常会の会期末が迫る中、7月17日に祝日法改正案を衆院に提出する。これは閉会中審査となり同年秋の臨時会でも、付託された衆院内閣委員会では閉会中審査の手続きをしたにすぎなかった。続く2003年常会でも与党の動きは鈍かった。だが、4月16日に自民、公明、保守新の与党3党は5月の連休明けから衆院内閣委員会で審議をはじめ、今国会中の成立を目指す旨を確認する。それを受けて読売②=⑥(4.27)に至るのである。この社説は「「主権回復の日」や「昭和の日」をめぐる議論の高まりを期待したい」と結ばれている。

「衣の袖に鎧が見える」とはまさにこのことである。読売の本音は「主権回復の日」に便乗して、世論の関心を「昭和の日」制定に向けて喚起したいということではないか。

2003年常会では民主党も祝日法改正案に賛成する方針へ転じた。とはい

え、会期末を月末に控えた7月16日に衆院内閣委員会を、17日に衆院本会議をようやく通したものの、参院での審議時間を確保できず継続審査に持ち込まれることになる。常会での成立が危ぶまれた時点で、ついに読売⑦(7.16)は社の立場を明らかにする。「与野党とも、歴史意識を重視する改正案の内容を十分に踏まえ、今国会中に成立を図るべきである」。「四月二十九日を、「激動の昭和」を胸に刻む日としたい」。なお、この社説では「主権回復の日」については触れられていない。

このように、せっかく読売が本音を明かしたのだが、次の臨時会で衆院が解散され、再び祝日法改正案は廃案となる。

#### 祝日法改正案成立とその後の「忘却」

2004年常会で自民、公明両党は三たび祝日法改正案を提出した。3月12日のことである。読売⑧(4.11)で、「審議は十二分に尽くされていることでもあり、後回しにせず、早急に成立させるべきである」と発破をかけた。そして半月あまり後の読売③=④(4.28)は、「主権回復の日」をメインテーマとしながら、「昭和の日」制定などを内容とする祝日法改正案の国会提出を紹介している。さらに、「「主権回復の日」や「昭和の日」の意義は、日本の近現代史を振り返り、その認識を深めることにある」と主張した。

この3度目の祝日法改正案は、同常会さらに同年夏と秋の臨時会で閉会中審査の手続きがとられ、翌2005年常会まで持ち越された。3月30日に自民、公明両党が今国会中の法案成立を目指すことで一致し、民主党も賛成する意向を示した。4月5日には衆院本会議で可決され参院に送られた。参院で審議入りする前の4月14日、読売⑩は「昭和の日 今度こそ速やかに成立させたい」とのタイトルを掲げたのである。2週間後の読売④=⑪(4.28)も、「4月29日を「昭和の日」とする祝日法改正案が衆院を通過し、近く参院で審議される」と「昭和の日」に言及している。翌日4月29日の「編集手帳」

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

(読売⑩)も「昭和天皇の誕生日である「みどりの日」を「昭和の日」にする祝日法改正案がいま、国会で審議されている」と念押しした。

2005年5月13日に祝日法改正案は参院本会議で可決され、ようやく成立した。これにより、2007年から4月29日は祝日「昭和の日」となり、その日にあった祝日「みどりの日」は5月4日に追いやられた。翌日、読売は「編集手帳」(読売⑬)と社説(読売⑪)の両方でこれを取り上げている。読売の達成感がうかがわれよう。社説は「「昭和の日」成立 歴史を語り継ぐ日としたい」と題された。「歴史を語り継ぐ」意味では「主権回復の日」も無視できないはずだが、それには付言されていない。

読売が「主権回復の日」という言葉を記事で使ったのは、読売④=①(2005.4.28)を最後に見事に紙面から「忘却」される。次にこの文字を読売紙上でみるのは、前述のとおり実に8年後の2013年3月7日付夕刊になってのことである。

つまり、読売は小堀ら産経文化人が熱を上げていた「主権回復の日」制定には本気ではなかったのである。「昭和の日」制定こそが読売の宿願であり、それに有利なイデオロギー的装飾として「主権回復の日」の意義を認めたにすぎない。祝日法改正案成立後は、「主権回復の日」という言葉すら紙面に一度も登場しなかったことがなよりの証拠であろう。

「昭和の日」制定から「昭和戦争」提唱へ

「昭和の日」制定を果たした読売の次の目標は、「昭和戦争」という呼称を定着させることであった。2005年8月13日に、論説委員会、調査研究本部、編集局の専門記者による「戦争責任検証委員会」が社内に設置される。これは、渡邊恒雄読売新聞グループ本社会長・主筆の提唱によるものであった(読売新聞戦争責任検証委員会2009:261)。ちょうど1年後の2006年8月13日にこの委員会は締めくくり報告を紙面に掲載した。それは「本紙では、

今回の紙面から、先の大戦を「昭和戦争」と呼称することにした」と宣言した。その理由は次のとおりである。

「これまで、この戦争は「大東亜戦争」や「太平洋戦争」、「十五年戦争」、「アジア・太平洋戦争」、「第二次世界大戦」などと呼ばれてきた。／これらの呼称には、おのおの理由があるが、特定のイデオロギーに対する抵抗感や、戦争の期間や地域を考えるとそぐわない面もあり、それぞれに用いられている。また、こうした呼称は使わずに、「あの戦争」や「先の大戦」といった言い方をすることも多い。／この結果、戦後60年余を経ても、日本国民の間に、戦争に対する共通の呼び名がなかった」。

しかし、この提言報道は実を結ばず、他紙や歴史学界からまったく無視された。読売自身も2009年からは「太平洋戦争」を主とし「昭和戦争」を従としたようである。その後「昭和戦争」の使用が漸減している<sup>(6)</sup>。

いずれにせよ、「昭和の日」制定は読売が「昭和戦争」を着想する触媒になったと私は推測する。

### 3 「主権回復」式典開催までの経過と当日の「万歳」唱和

#### 「主権回復」式典に向けた自民党内の世論形成

先に述べたように、2013年に政府主催で挙行された「主権回復」式典からさかのぼってみていくと、2005年8月のいわゆる小泉郵政解散に行き着く。それを受けて施行された9月の総選挙で、自民党公認の保守色の強い新人候補が多く当選した。彼ら34人が2006年2月10日に勉強会「伝統と創造の会」（伝創会）を旗揚げし、そのうち21人が4月28日に靖国神社に集団参拝したこともすでに記した。

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

その会長である稲田朋美の HP (<http://www.inada-tomomi.com/index.html>) にこの会の活動記録が掲載されている。それによれば、発足初年の 2006 年には識者講演会を盛んに開き活発に活動していたことがわかる。掲載項目は 23 件にものぼる。だが、2007 年には 7 件に減り、2008 年になると 3 件へと激減する。これが「活動報告 (第 1 期)」となっている。

次の 2009 年総選挙では、伝創会のメンバーの多くは落選の憂き目を見る。一方、稲田は再選を果たし、会の活動を続けていく。HP 上の「活動報告 (第 2 期)」によれば、総選挙後は年内に 2 回の活動を行い、2010 年には 7 件があがっている。2011 年は 3 件にとどまった。ただ、そこには記載されていないが、この年には「主権回復」式典実現の上で重要な出来事が 2 件あった。第一には、同年 2 月 25 日に、稲田や伝創会のメンバーを含む自民党有志議員が「4 月 28 日を主権回復記念日にする議員連盟」を結成したことである。会長にはベテランの野田毅衆院議員が就いた。4 月 28 日には国会内で記念集会を開き、谷垣禎一自民党総裁も出席した。谷垣は「4 月 28 日は極めて大事な日であり、60 周年に向けて少しでも (法制化を) 前に進める努力をしなくてはならない」と発言し (『産経新聞』2011 年 4 月 29 日付)、会の問題意識に歩調を合わせた。

第二には、8 月 26 日に同議員連盟が中心となって、「4.28」を祝日とする祝日法改正案を議員立法で提出したことである。2 日前の同議連の会合でまとめた。改正法案では、「4.28」は「苦難の占領期を経て主権を回復したことを記念し、国の真の独立の意味に思いをいたす」と謳われた。もちろん野党の議員立法が成立することはまずなく、むしろ来る総選挙に向けて自民党の保守色を印象づけることが目的であった。

稲田の活動報告には取り上げられていないが、前述のとおり翌 2012 年 4 月 28 日の第 16 回主権回復記念日国民集会が自民党本部を会場に開かれたことも、党内世論形成に大きな影響を与えたに違いない。そこには谷垣禎一自

民党総裁が来賓として登壇・あいさつ<sup>6)</sup>し、安倍元首相がビデオメッセージを寄せている。党の大物2人が主催団体の主張に賛意を示したのである。

さて、祝日法改正案は衆院内閣委員会に付託された後、国会各回次では開會中審査のための手続きがされただけで、実質的な審議はなされていない。そして2012年11月の解散で廃案となった。とはいえ、法案として主張を形にしたことが、2012年総選挙に際して自民党が提示した「J-ファイル2012総合政策集」の内容に反映され、政権復帰後の記念式典挙行へとつながっていく。安倍が幹事長代理時代に政界入りさせた稲田は、第二次安倍内閣で行政改革などの担当大臣として初入閣を果たす。

この自民党の「総合政策集」には、各政策分野にわたる自民党の目指す政策に通し番号が付けられている。その最後は「328」である。ここに「政府主催で、2月11日の建国記念の日、そして2月22日を「竹島の日」、4月28日を「主権回復の日」として祝う式典を開催します」と記載されている（自民党2012：75）。これら3つの政府主催式典の挙行目標のうち、いまのところ達成できたのは「主権回復の日」だけである<sup>7)</sup>。

#### 「仲よし」産経だけに式典検討を先行リーク

安倍首相が「4.28」に政府主催の記念式典開催を検討していると表明したのは、2013年3月7日午前の衆院予算委員会においてのことであった。当然、各紙はその日の夕刊にこの事実を伝えた。たとえば、読売は「4月28日「主権回復の日」式典実施 首相検討」と見出しを付けた。ところが、産経だけはその日の朝刊、つまり首相がその表明をする前にこう報じている。「4月28日を「主権回復の日」に 政府、式典の開催検討／昭和27年にサンフランシスコ講和条約が発効し、日本が独立を回復した4月28日を「主権回復の日」と位置づけ、政府が同日に都内で式典を開く方向で検討を進めていることが6日、わかった」。他紙の同日付朝刊にはいっさい載っていない

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

い。政権が首相の「仲よし」の産経だけに選別的にリークしたのである（本稿末尾の追記も参照のこと）。

同じ手法は、同年8月2日の次期内閣法制局長官人事の報道をめぐるでも用いられた。首相が次の内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使を起用する方針を固めたとする特ダネである。これを産経と読売は同日付朝刊で書いている。他紙は夕刊で後追いた。この「時差」にも政権の強い意志が読み取れる。

ジャーナリストの大村アスカは「安倍政権が、マスコミをどう使おうとしているか。ニュースを読むときには、そういったことにまで気をつかう必要がある。そこにこの政権の本質が見えてくる」（大村 2013：14）と指摘する。すなわち、当該の政策に好意的なマスメディアにはリークという「飴」を与え、そうでないマスメディアには特オチという「鞭」を打つという、この政権がもつ明快かつ露骨なリアリズムがわかる。

### 首相による式典実施表明

さて、その3月7日の衆院予算委員会において、首相は「主権回復」式典開催をどのように表明したのだろうか。前出の野田「4月28日を主権回復記念日にする議員連盟」会長がこう質した。

「昨年の総選挙の際のJ-ファイル、我が党の公約集の中に、四月二十八日を主権回復の日として祝う式典を政府主催で開催します、こう明記してあることとございます。／約束したことは必ず守るのが安倍内閣の基本方針でございます。そこで、善は急げということもございます。ことしの四月二十八日は、ちょうど連休前でもございますし、日曜日でもございます。そういう点で、もう大分時間的には切迫はしておりますものの、どうぞことしの四月におやりいただくことができますように、まずはよろしくお願いを申し上げたいと思います。いかがでしょうか」。

これは与党の質疑であるから、もちろん「主権回復」式典開催を首相に公式表明させるための「やらせ」質疑である。野田の真意は世論へのアピールにある。受け取る側の唐突さを和らげるために「総合政策集」への記載を持ち出している。待ってましたとばかりに首相は答弁する。

「この四月の二十八日、六十年前の四月二十八日に独立をした、このことをしっかりと認識する、そして新しい歩みがそこから始まったんだということも認識をするいわば節目の日であるわけでございますが、この節目を記念し、我が国による国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓を生かし、我が国の未来を切り開く決意を確固としたものとするため、本年の四月二十八日に政府主催の記念式典を実施する方向で検討しております」。

#### 「占領体制からの脱却」と共振する「戦後レジームからの脱却」

「党の公約だからやろう」と首相はたいへん乗り気だったようだ（『朝日新聞』2013年3月13日付）。その心理を類推させるものとして、上記の2012年4月28日の「主権回復記念日国民集会」に安倍が寄せたビデオメッセージがある。その中で安倍は穏やかに語りかけている。

「本来であればこの日をもって日本は独立を回復したわけでありましてから、占領時代に占領軍によって行われたこと、日本がどのように改造されたのか、日本人の精神にどのような影響を及ぼしたのか、もう一度検証し、そしてきっちりと区切りを付けて、日本は新しいスタートを切るべきでした。それをやっていなかったことが今日大きな禍根を残しています。戦後体制からの脱却、戦後レジームからの脱却とは占領期間に作られた占領軍によって作られた憲法や、あるいは教育基本法、様々な仕

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

組みをもう一度見直しをしていく、そしてその上に培われてきた精神を見直しをしていく、そして真の独立を、真の独立の精神を取り返すことでもあります」。(「安倍晋三・元総理ビデオ挨拶 12.4.28 主権回復記念日国民集会」④ ([http://www.yourepeat.com/watch/?v=0y2wwg09\\_JM](http://www.yourepeat.com/watch/?v=0y2wwg09_JM)))

安倍のいう「戦後レジームからの脱却」は、小堀が説いた「占領体制からの脱却」と見事に共振する。さらに安倍は、自らの政権で教育基本法改正を実現し、郷土愛、愛国心を書き込むことができた、次は憲法でまずは改正条項の憲法 96 条を変えたいと続けている。

こうした価値観を秘めた首相の意欲の下、事態は急展開し、3月12日には式典開催の閣議決定へと至る。同日の閣議後、菅義偉官房長官は定例記者会見でその旨を発表する。

「本日の閣議において、主権回復・国際社会復帰を記念する式典を政府主催により、来る4月28日(日)、憲政記念館において、天皇皇后両陛下の御臨席の下、各界代表の参列を得て実施することが決定をされました。この式典は、平和条約の発効による我が国の完全な主権回復、及び国際社会復帰60年の節目を記念をし、我が国による国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓をいかし、我が国の未来を切り拓いていく決意を確固としたものにするため、挙行するものであります」。(首相官邸 HP)

### 「積極的平和主義」に秘められた底意

前出の首相答弁で用いられた「我が国による国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献」という文言が、ここでも繰り返されている。式典当日の式辞を首相は、「より良い世界を作るため、進んで貢献する、誇りある国にしてい

く責任が、私達にはあるのだと思います」(同 HP) と結んでいる。首相の「国際貢献」への強い意識は、のちに「積極的平和主義」と言い換えられていく。

2013年9月12日に「国家安全保障戦略」を議論する有識者会議「安全保障と防衛力に関する懇談会」の第1回会合が、首相官邸で開催された。ここで首相は、「安倍内閣では、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、世界の平和と安定、そして繁栄の確保に、これまで以上に積極的に関与していく所存である」(首相官邸 HP・「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第1回会合) 議事要旨) とあいさつしている。このあいさつではじめて首相が用いた「積極的平和主義」<sup>6)</sup> は、翌月には「我が国が背負うべき二十一世紀の看板」(所信表明演説・2013年10月15日) にまで高められる。

一見すると「主権回復」式典と「積極的平和主義」は無関係に思われる。だが、そこには首相の「国際貢献」に対する強い思い入れが共有されていた。実は両者は密接に符合する関係にあるのだ。さらに深読みすれば、この式典について未来志向の「国際貢献」を強調することには、「戦後レジームからの脱却」という第1次政権以来の首相の復古主義的な本心<sup>7)</sup> をカムフラージュしようという底意が潜んでいるのではないか。

### 首相の意識から「切り離されていた」沖縄・奄美

首相が「主権回復」式典開催を表明した3月7日の答弁には、「4.28」を「屈辱の日」「痛恨の日」ととらえてきた沖縄・奄美群島への言及はいっさいない。かの地ではデリケートな日であることを、当時まで首相も政権幹部も認識していなかったのだろう。「沖縄タイムス」と「琉球新報」の沖縄2紙は、いずれも3月9日付社説でこの首相表明を取り上げ、次のように批判した。

『沖縄タイムス』:「米軍普天間飛行場の辺野古移設やオスプレイの強行配

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

備をめぐって本土と沖縄の間に深刻な溝が生じているこの時期に政府が「4・28」式典を強行すれば、政府との関係改善はさらに遠のき、不信感だけが広がることになるだろう。安倍首相には強く再考を求めたい。

『琉球新報』:「沖縄の「屈辱」に触れずに「主権回復」を祝おうというのなら、県民にとってそれは、過重負担を強いる「構造的差別」の深化を再認識する日ではない」。

こうした沖縄の反発を背景に、沖縄県選出の自民党議員も動き出すことになる。3月11日の衆院予算委員会で、沖縄4区の西銘恒三郎議員が首相に質した。「一九五二年の四月の二十八日、沖縄県や奄美群島あるいは小笠原諸島の国民にとりましては、祖国から切り離されたという複雑な心境もございます。総理の、小笠原、奄美群島、そして沖縄県、島々の国民に対する思いをお聞かせいただきたいと思っております」。

首相は「沖縄の方々、奄美、小笠原の方々の気持ちにも十分に留意しながらこの式典は行わなければならない」と答えるほかなかった。これ以降、首相や政権幹部が「主権回復」式典について発言する際には、「沖縄、奄美、小笠原」を必ず含めるようになる。

3月15日、菅官房長官は急遽、西銘らを首相官邸に招いて意見交換する場をセットする。そこで官房長官は「『主権回復』の日を祝日にするこまで考えていない」と言い切った<sup>(10)</sup>。西銘は「式典の安倍晋三首相式辞の中で、県民の複雑な思いにもぜひ触れてほしい」と県民感情に慮ることを要請した(『産経新聞』2013年3月16日付)。さらに、3月25日に自民党本部で、衆参の全議員を対象とした「主権回復」式典開催に関する意見交換の場もたれる。そこでも西銘は「沖縄にとっては頼りにしていた親から切り離された思いがある」と沖縄県民の感情を代弁し、国場幸之助衆院議員(沖縄1区)は「かえって沖縄と本土の溝を大きくする懸念もある」と苦言を呈した(『産経新聞』2013年3月26日付)。

結局、首相は記念式典での式辞で、「沖縄の、本土復帰は、昭和47年、5月15日です。日本全体の戦後が、初めて本当に終わるまで、主権回復から、なお20年という長い月日を要したのであります」（首相官邸HP）などと沖縄に言及した。式辞全体で2,790字の中でその該当部分は356字、12.8%を占めている。式辞中、昭和天皇の歌として敗戦の翌年に発表された「ふりつもるみ雪にたえていろかえぬ松ぞををしき人もかくあれ」の引用と解説に費やされたのは349字であった。ほぼ同じ字数が沖縄に割かれており、首相はかなり気を遣ったことがわかる。

#### 当日の参列者と「天皇陛下万歳」

当日の各界からの参列者数は表7のとおりである。沖縄県の仲井真弘多知事は県民感情を重くみて欠席し、高良倉吉副知事を代理出席させた。参院議員の出席率が低いのは、7月に参院選が控えていたためであろう。

上述の官房長官記者会見にあったとおり、この式典には天皇・皇后が「臨

表7 「主権回復」式典の参列者数など

	参列を案内した数	参列者数	参列率(%)
都道府県知事	47	25**	53.2
衆院議員*	423	152	35.9
参院議員*	217	33	15.2
民間各界代表	52	41	78.8
各府省幹部 (事務次官等)	17	16	94.1
合計	756	267	35.3

\*首相、国務大臣、内閣官房副長官および首相補佐官ならびに副大臣および大臣政務官である者を除く。

\*\*このほか「知事の代理の者」が22名参列した。

作成参照：2013年5月14日付照原寛徳衆院議員提出の「いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問主意書」に対する同年5月24日付政府送付の答弁書。

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

席」した<sup>(11)</sup>。首相はもちろん、衆参両院議長と最高裁長官も出席している。2013年において、このほか天皇・皇后と三権の長が一堂に会した政府主催の記念式典は、3月11日の東日本大震災二周年追悼式と8月15日の全国戦没者追悼式しかない。「主権回復」式典はそれらに並ぶと破格の扱いである。共産党、生活の党、社民党は天皇の政治利用だと強く批判した<sup>(12)</sup>。ただ、天皇の「おことば」がなかった点で、前二者と差がつけられた。その反面、「天皇陛下万歳」唱和のおまけがついた。

表1に戻れば、官房長官による「閉式の辞」があったあと、天皇・皇后退席がアナウンスされる。そして、天皇・皇后が離席して移動している際に会場から「天皇陛下万歳」という男性の声がかかった。出席していた小堀によれば、「国会議員席と思しきあたりから不意に「天皇陛下萬歳！」の聲が揚った」(小堀2013:220)という<sup>(13)</sup>。「万歳」の唱和と行為は次第に会場全体に波及していった。映像でみる限り、首相は両手を垂直に上げ誇らしげに唱和している。国民主権がわかっていないのだ。ただ小堀は「安倍総理の高らかな萬歳の姿勢」と高く評価している(同)。対照的に、同じ壇上にいた竹崎最高裁長官がやや遅れて遠慮がちに両手を上げるのが痛々しい。虚を突かれた天皇・皇后は壇上で一瞬困惑した表情を浮かべて立ち止まっている。

同日夜に、式典に参列していた公明党の山口那津男代表は万歳唱和について、「日本国憲法が施行されて国民主権が規定されている中で日本の独立が認められた日だ。その意義を十分に踏まえた行動だったかどうかは問われる」と記者団に述べている(『朝日新聞』2013年4月29日付)。竹崎の逡巡を解説するかのようである。官房長官は4月30日の記者会見で、「私自身の閉式の辞で式典は終了した。政府の式典には予定がなく、全く予想していなかった」と釈明した(共同通信配信記事・2013年4月30日付)。

とはいえ、自然発生的に「天皇陛下万歳」の声がかかること自体、この催しのイデオロギー的に偏向した雰囲気を示唆していよう。小堀によれば、「現

場の空気は謂はば自然発生的な一同の熱唱だった」（小堀 2013：220）という。

沖縄2区選出の照屋寛徳衆院議員（社民）は5月14日付質問主意書（「いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問主意書」）で、「安倍総理は式次第にもない「天皇陛下万歳」をいかなる心境で唱和したのか、又、安倍内閣の閣僚のうち何名が4・28政府式典に出席をし、そのうち「天皇陛下万歳」を唱和した閣僚は何名か」と政府に質した。政府による5月24日付答弁書は次のとおりであった。

「御指摘の唱和は、本式典の次第にはなく、本式典の終了後に行われたものであり、政府としてお尋ねの心境に関するお答えは差し控えたい。また、本式典には内閣総理大臣を始め十八名の閣僚が参列したが、そのうち本式典終了後に行われた御指摘の唱和をした人数については、政府として把握していない」。（衆議院 HP）

#### 「主権回復」式典報道にはどのような写真が用いられたか

「主権回復」式典は翌日の朝刊でどのように報じられたのか。朝日、産経、毎日、さらに『ジャパントイムズ』はいずれも1面トップの扱いであった。読売では1面準トップで、トップには前日の山口参院補選での自民候補匠勝が載っている。東京は1面を沖縄で開かれた「4.28 屈辱の日沖縄大会」に充て、式典は2面に回した。日経でも式典記事は2面に置かれたが、1面上辺から左辺にある記事目次では、上辺中央に写真付きで紹介されている。

これらの記事に使われた写真に注目してみよう。朝日、東京、読売は首相式辞の模様を撮ったものである。写真中央に天皇・皇后がいて首相は左前方で式辞を読んでいる。日経は全員が起立した写真であり、開会前の着席を促すアナウンスの直前である。これに対して、産経、毎日、『ジャパントイムズ』は天皇・皇后を中心に全員が万歳している。より正確には産経と『ジャ

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

『パンタイムズ』は共同通信配信の写真であり、毎日は自社の写真で、両者に若干の時差がある。毎日の写真は会場から「天皇陛下万歳」の声がかかり、会場は手を上げているが首相はまだ気づかず手を上げていない。共同通信配信の写真<sup>(14)</sup>はその少し後で、首相も両手を真上に上げている。

問題はこれが「主権回復」式典を伝える写真として適切かという点である。前述のとおり官房長官による「閉会の辞」がすでに告げられ、式典は終わっていたのである。式典終了後のいわばハプニングの場面を「主権回復」式典の典型的シーンとして掲載するのは、軽率ないしは確信犯的ではないか。

### 結 論 — 政府主催の「主権回復」式典はやめよ —

上記の質問主意書の中で、照屋は「政府は来年以降も毎年4・28政府式典を開催するつもりか」とも問うている。政府答弁書には「このような未来を切り拓いていく決意は、節目ごとに、諸情勢を踏まえつつ、確認していくものであると考える」と明言は避けられている。今回の式典に対する沖縄県での反発などに配慮したものと考えられる<sup>(15)</sup>。

「諸情勢を踏まえ」ずとも、政府主催の「主権回復」式典はやめるべきである。これまで確認してきたように、それはきわめてイデオロギー的の作為に満ちた政治ショーにすぎない。「未来を切り拓いていく決意」とは裏腹に、「主権回復」式典の背景にある思想は「過去を美化する情念」とでもいうべきものであろう。

産経や読売でさえ及び腰だった小堀ら一部の復古主義的グループの大時代な主張に、稲田はじめ自民党保守派若手議員が賛同することで式典開催はアジェンダにのることになった。彼ら伝創会はやがて野田のような「大物」議員<sup>(16)</sup>を巻き込むに至り、式典挙行は「総合政策集」にも掲げられていく。2012年9月の自民党総裁選ではこの年の「主権回復記念日国民集会」にピ

デオメッセージを寄せた安倍が当選し、12月に第2次安倍内閣が発足する。安倍は稲田を入閣させ、なによりも自分自身がこの式典実現に強い意欲を示した。このことがスピード開催を可能にしたのである。首相のリーダーシップが政策実現に果たす役割はやはり大きい。

とはいえ、なぜ国民はこれまで「4.28」を意識してこなかったのか。私たちが「占領時代の情報操作によつて「洗脳」され」（小堀③）たためなのか。そうではなく、多くの国民が日本国憲法をはじめとする戦後改革が実現した価値観を支持したためではないか。戦前・戦中の負の記憶は、国民に占領期間を例外視させたのではなく、「8.15」以降を戦前・戦中とは断絶した「戦後」として連続してとらえさせたのであろう。ところが戦後70年近くになるいま、負の記憶が風化したところに、負を強引に正に転じさせることを狙って「主権回復」式典がセットされたわけである。

ところで、シカゴ学派の始祖チャールズ・メリアムは、「統治における象徴形式」の筆頭に、「記念日および記憶に残されるべき時代」を挙げている。それは「権力のミランダ」として「権力集団を讃美する上で大きな役割を果すのである（メリアム 1973：151-152）。

「記念日」に随伴するこのような麻酔的效果に、私たちは警戒を怠ってはならない。「洗脳」しようとしているのは、彼らなのである。

#### 〈注〉

(1) 具体的には以下の URL である。

第16回 (2012.4.28) 「1/2【完全版】4.28 主権回復記念日国民集会」  
<http://www.nicovideo.jp/watch/1335927003>

「2/2【完全版】4.28 主権回復記念日国民集会」  
<http://www.nicovideo.jp/watch/1335929064>

第17回 (2013.4.28) 「1/3【完全版】平成25年主権回復記念日国民集会」  
<http://www.nicovideo.jp/watch/1368226071>

「2/3【完全版】平成25年主権回復記念日国民集会」

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

<http://www.nicovideo.jp/watch/1368226651>

「3/3【完全版】平成 25 年主権回復記念日国民集会」

<http://www.nicovideo.jp/watch/1368226451>

- (2) このような日本国憲法の「占領下押しつけ論」に対しては、その起草・制定時に首相であった吉田茂がすでに次のように反論している。

「私はその制定当時の責任者としての経験から、押しつけられたという点に、必ずしも全幅的に同意し難いものを覚えるのである。成るほど、最初の原案作成に当っては、終戦直後の特殊な事情もあって、可成り積極的に、せき立ててきたこと、また内容に関する注文のあったことなどは、前述のとおりであるが、さればといて、その後の交渉経過中、徹頭徹尾“強圧的”もしくは“強制的”というのではなかった。わが方の専門家、担当官の意見に十分耳を傾け、わが方の言分、主張に聴従した場合も少くなかった。(中略) また、いわゆる草案が出来上ってからは、国内手続としても、枢密院、衆議院及び貴族院という三段階の公的機関において審議を経たのである。これらの機関の顧問官または議員のうちには、第一流の憲法学者をはじめ、法律、政治、官界のいわゆる学識経験者を網羅しており、しかもこれらの人々は占領下とはいいながら、その言論には何等の拘束を受くことなく、縦横無尽に議論を尽したのである。すなわち憲法問題に関する限り、一応当時のわが国の国民の良識と総意が、あの憲法議会に実現されたのである。／新憲法は終戦直後、軍事占領下に制定されたという点を特に強調する論があるが、外国の憲法制定をみても、戦時とか非常時とかに生まれたものが多く、普通、平常の場合というのは案外少いようである。故に制定当時の事情にこだわって、余り多く神経を尖らせることは妥当でないように思う。要は、新憲法そのものが国家国民の利害に副うか否かである。」(吉田 1998 : 55-57)

私も重要なのはその「出自」ではなく、それが「国民の利害に副うか否か」であると考えます。

- (3) 国際慣例としては国際条約の発効は調印後半年であるという。一方で、なぜ講和条約発効は調印から 8 か月近くも過ぎた昭和天皇誕生日前日の 4 月 28 日になったのか。これについて、井尻は次の解釈を紹介し、「4.28」「4.29」と連休にするのがその趣旨にかなっていると主張する。「アメリカ合衆国政府とGHQ が対日講和条約を議したときに、日本の国民が晴れて二十九日の天皇誕生日を祝えるように、その条約発効日を前日にしたという説がある。国民心理の劇的効果をも高めるための配慮だったという解釈だ。／世界四十八ヶ国との講和条約が発効し、国家主権を回復したことを国民こそ喜び、その翌日には

国民統合の象徴たる天皇のお誕生日を盛大にお祝いするというイメージだ。だが吉田以下歴代内閣ともその主権回復の日を記念しなかった。だから小生、同志とはかって国民集会を開催した次第である」(井尻 2000: 14)。

- (4) 新憲法制定の手続きについては憲法改正論と憲法破棄論(廃憲論)がある。前者は現行憲法の正当性を認めて、その改正条項に従って新憲法を制定するとするものである。読売新聞社による一連の憲法改正試案や自民党が2012年に発表した「日本国憲法改正草案」はこれに属する。一方、後者は現行憲法は国際法上無効なのでこれを破棄した上で新憲法を制定すべきだとする主張である。たとえば、石原慎太郎衆院議員は「憲法改正などという迂遠な策ではなしに、しっかりした内閣が憲法の破棄を宣言して即座に新しい憲法を作成したらいいのだ」(『産経新聞』2013年3月5日付)と主張する。

産経は心情的には後者に近いと思われるが、社としてどちらに与するかについては慎重に明言を避けている。たとえば、この2013年4月26日付「主張」は「この〔「国民の憲法」〕要綱は、全国民が憲法に向き合い、いかに是正するかを考える羅針盤である」と述べている。「改正」という言葉を回避しているようにみえる。

- (5) 「昭和戦争」呼称の提言のあった2005年8月13日から2013年12月31日までで、『読売新聞』記事における「太平洋戦争」と「昭和戦争」の登場回数を年ごとに集計したものが以下のとおりである。「昭和戦争」は2009年を境に漸減に転じていることがわかる。

表8 『読売新聞』記事における「太平洋戦争」と「昭和戦争」の登場回数

年月日	「太平洋戦争」	「昭和戦争」
2006. 8. 13~2006. 12. 31	107	174
2007. 1. 1~2007. 12. 31	284	196
2008. 1. 1~2008. 12. 31	291	204
2009. 1. 1~2009. 12. 31	257	151
2010. 1. 1~2010. 12. 31	278	121
2011. 1. 1~2011. 12. 31	339	90
2012. 1. 1~2012. 12. 31	319	88
2013. 1. 1~2013. 12. 31	406	85

「ヨミダス歴史館」のキーワード検索による。

- (6) 司会者に紹介されあいさつに立った谷垣は、冒頭「きょうは主権回復記念国民集会、大勢の方にお出でをいただきまして本当にご苦労さまでございます」

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

と切り出した。集会名称にある「日」が脱落しており、正しく記憶していない。また、あいさつの中で「4月28日」と言うべきところを「27日」と間違え、あわてて言い直している。本心ではあまり乗り気でないことが透けて見えるようである。注(1)で掲げたHPの第16回の「1/2【完全版】4.28主権回復記念日国民集会」による。

- (7) 建国記念の日と「竹島の日」については、首相は2013年3月7日の衆院予算委員会における高市早苗議員（自民）の質疑に対する答弁の中で、次のように述べている。「建国記念の日については、建国をしのび、国を愛する心を養うという趣旨により設けられた国民の祝日でもあり、政府主催の式典の開催については、こうした趣旨等を踏まえて検討していきたいと思っております。／今回は、なかなか時間的な制約もあり、行うことができなかったわけですが、来年以降、主権に向けて検討していきたい、このように思っております。／そして、竹島の日は、島根県が県の条例により、竹島の領有権の早期確立を目指した運動の推進等を目的として定めているというふうにあります。政府主催の竹島の日の式典開催については、今後適切に検討していきたいと思っております」。
- (8) ところが、首相のこのあいさつ以前に、小松一郎内閣法制局長官が8月22日に行われた『産経新聞』とのインタビューで、この言葉を使っている。インタビューにPKOなどにおける自衛隊の武器使用基準を問われて、「国際的な標準で認められている武器使用と、日本の武器使用に乖離があるという議論は、国会で今まで何回も行われてきている。首相の積極的平和主義に向けた問題意識のひとつだ」と応じた（『産経新聞』2013年8月23日付）。また、翌日行われた『東京新聞』とのインタビューでも、集団的自衛権行使容認の議論に絡めて、「首相の積極的平和主義という基本的な問題意識に沿った形で、法的問題について意見を申し上げていく」と述べている（『東京新聞』2013年8月24日付）。当時すでに政権内で首相の「国際貢献」に対する強い思いをどう表現するか議論が進んでいたということか。

興味深いのは、産経が2013年4月26日に発表した「国民の憲法」要綱の解説でこの表現が用いられていることである。「国民の憲法」要綱の第16条は「国の独立と安全を守り、国民を保護するとともに、国際平和に寄与するため、軍を保持する」と規定する。その文言を確定するにあたって、起草委員の間で議論があったが、「最終的には単に「戦争を放棄する」とした「消極的平和主義」から、紛争の平和的解決や国際平和の実現にわが国が尽くしていく「積極的平和主義」に立脚した表現に改められた」という（『産経新聞』2013年4月26日付）。すでに委員の一部が国際平和に寄与するという観点を持ち出していたことがわかる。

「国民の憲法」起草委員会の委員とは次の5名である。田久保忠衛（委員長・杏林大学名誉教授）、佐瀬昌盛（防衛大学校名誉教授）、西修（駒澤大学名誉教授）、大原康男（國學院大学教授）、百地章（日本大学教授）。

一方、2012年3月2日に伊藤憲一・日本国際フォーラム理事長が、衆院予算委員会の公聴会に公述人として招かれた。その意見陳述の冒頭で、伊藤理事長は同フォーラムが2009年10月に「積極的平和主義と日米同盟のあり方」と題する政策提言（<http://www.jfir.or.jp/j/activities/pr/pdf/32.pdf>）を行ったと述べている。この日本国際フォーラムの理事の一人が、前出の田久保である。伊藤は「この言葉〔積極的平和主義〕は私が提唱した」と述べている（『朝日新聞』2014年1月15日付）。この趣旨を産経の起草委員会に持ち込んだのは田久保ではないか。

- (9) ただ、第2次政権発足後、首相はこのおはこのフレーズである「戦後レジームからの脱却」を意識的に封印しているようだ。国会会議録検索システムで第2次政権になってからの首相の答弁を「戦後レジーム」で検索すると、ヒットするのは2013年5月14日と15日のみんなの党の小野次郎参院議員（2013年12月より結いの党幹事長）の質疑に対する答弁だけである。
- (10) これに対して、2013年4月28日の第17回主権回復記念日国民集会で、小堀は「ようやくここまでこぎつけて来た」と感慨を語りながらも、「4.28」の祝日化実現に向けて国会議員の力を期待するとあいさつしている。注(1)で掲げたHPの第17回の「1/3【完全版】平成25年主権回復記念日国民集会」による。
- (11) 『琉球新報』の2013年4月19日付社説は、これは天皇の政治利用であるとして次のように批判した。「沖縄の「苦勞」に理解を示す天皇陛下に、沖縄が反発する「主権回復の日」式典への出席を求めるのは、天皇陛下自身の意にも反するのではないか」。
- (12) 新右翼の代表的存在である一水会も、同様の理由で「主権回復」式典を強く批判し反対運動を展開した。同会のブログ「一水会活動最新情報！」（<http://ameblo.jp/issuikai/page-31.html#main>）によれば、同会の木村三浩代表は4月26日と27日に参議院議員会館前で抗議のハンガーストライキを行った。28日当日は首相官邸に向け、拡声器で中止を呼びかけた。その後、木村は「4・28 政府主催『主権回復記念式典』に抗議する国民集会デモ」に向かい、集会であいさつしデモに参加した。これに関するブログは次のように結ばれている。「4.28」はこうして終了しましたが、安倍政権が今後も沖縄県民の怒りを無視し、さらには恐れ多くも天皇陛下を政治利用するようなことがあれば、再び今回と同様、猛烈な抗議運動を展開してまいります。何度も繰り返しますが、我

## 「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

が国は安倍政権の言うような「完全な主権回復」など、未だに果たしてはいません。我が国が現在の対米従属姿勢を改めて初めて、本当の意味での「主権回復の日」が訪れるのです (F)。

- (13) ただし、ネット上にアップされている政府インターネットテレビとニコニコ動画のいずれの動画でも「天皇陛下」のかけ声は拾われておらず、「万歳」しか聞こえない。
- (14) この写真は「共同通信社画像データベース Treasure II」(<https://treasure2.kyodonews.jp/>) に利用登録（登録無料）すれば閲覧可能である。その検索キーは「2013042800183」である。
- (15) 2013 年参院選に際して自民党が発行した総合政策集「J-ファイル 2013」も、「主権回復」式典については「今後とも節目の年に開催します」と記すにとどまっている（自民党 2013：78）。
- (16) 野田は現在の自民党所属衆議院議員では最多の 14 回の当選を誇る「大物」ではあるが、自民党から新進党に移り、その解党後は小沢一郎とともに自由党を立ち上げ、さらにその後小沢と訣別して保守党をつくり党首にまで収まり、最終的に自民党に復党した「出戻り」議員である。思想履歴も振幅が大きく、野田がどこまで小堀ら保守派知識人の年来の訴えを理解しているか疑問である。2013 年 4 月 28 日の第 17 回主権回復記念日国民集会で、小堀の次に「4 月 28 日を主権回復記念日にする議員連盟」会長として登壇した野田は、冒頭その議連の正式名称を述べられず、あいさつの途中「ポツダム宣言で無条件降伏した」と「失言」して、会場から厳しいヤジを浴びている。現場にいた小堀によれば、「無条件降伏」といつた初歩的な誤謬を〔野田が〕口にした途端に会場の四方八方から猛烈な、罵聲に近いやじが飛んで暫しをさまりがつかなかつたほどであった」（小堀 2013：222）。

## 引用・参考文献

- 井尻千男（2000）『漫録おやじ 日本を叱る』新潮社。
- 井尻千男・入江隆剛・小堀桂一郎（2008）『主権回復』近代出版社。
- 大村アスカ（2013）「小松氏内閣法制局長官就任を競売と産経にリークした政権マスコミの扱いで見える本質」『週刊金曜日』2013 年 8 月 9 日号。
- 小堀桂一郎（2013）「主権回復記念日制定の意義再説」『正論』2013 年 7 月号。
- 自民党（2012）「J-ファイル 2012 総合政策集」
- （2013）「J-ファイル 2013 総合政策集」
- 西川伸一（2013）「「札付き」保守派たちの情念に由来する「主権回復の日」で連休

が始まるかと思うと憂鬱」『週刊金曜日』2013年3月22日号。

堀幸雄(2006)『最新右翼辞典』柏書房。

メリアム, C. E., 斎藤真・有賀弘訳(1973)『政治権力 上』東大出版会。

吉田茂(1998)『回想十年 2』中公文庫。

読売新聞戦争責任検証委員会(2009)『検証 戦争責任(上)』中公文庫。

#### 引用・参照 HP

国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

衆議院 (<http://www.shugiin.go.jp/>)

首相官邸 (<http://www.kantei.go.jp/>)

東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室 日本政治・国際関係データベース 日米関係資料集 1945-1960 (<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/index.html>)

新聞各紙の記事データベース。

本稿で参照した HP の URL へのアクセスは、本稿の初校提出日である 2014 年 1 月 7 日までにすべて確認してある。

追記：3校提出後、次の報道に接した。「安倍晋三首相が、昭和 27 年にサンフランシスコ講和条約が発効した 4 月 28 日を「主権回復の日」として祝う政府主催による記念式典を今年は見送る意向であることが 7 日、分かった。自民党は当初、毎年の開催を想定していたが、昨年での式典では条約発効後も米軍の施政下に置かれていた沖縄県などが反発。米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設実現に向け、県側に配慮したとみられる」（『産経新聞』2014 年 2 月 8 日付）。

ちなみに、2014 年 2 月 8 日付共同通信配信記事では「政府関係者が 8 日、明らかにした」となっている。「仲よし」産経には 1 日早くリークしたことがわかる。配信日が 8 日なのでブロック紙や地方紙に掲載されるのは 9 日になった。（例・『西日本新聞』2 月 9 日付）。東京も共同とほぼ同じ内容を 2 月 9 日付で報じている。朝日は 2 月 9 日付で「安倍政権は〔「主権回復」式典を〕今年は見送らない方針を固めた」とだけ報じ、いつそれが明らかになったかは書いていない。読売、毎日、日経はこの時点では開催見送りについて報じていない。

2 月 10 日午前の官房長官記者会見で、日経の記者が今年の開催は見送るのかと菅官房長官に尋ねたところ、官房長官は「5 年とか 10 年とか節目節目という形で進めていきたい」と答えて、2014 年には開催しないことを事実上認めた (<http://>

「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する

[www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201402/10\\_a.html](http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201402/10_a.html))。これを日経は同日付夕刊に載せ、毎日翌11日付で報じた。しかし読売はこれも載せなかった。本文中にも書いた「主権回復」式典に対する読売のスタンスが垣間見えるようで、興味深い。

とまれ、マルクスによれば「ヘーゲルはどこかで、すべて世界史上の大事件と大人物はいわば二度現われる、と言っている。ただ彼は、一度は悲劇として、二度目は茶番として、とつけくわえるのを忘れた」という（『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』(村田陽一訳) 国民文庫、1971年、17頁)。「主権回復」式典が「世界史上の大事件」であるはずもないが、とにかくひとまず「二度目の茶番」は避けられた。そもそも一度目からして茶番でしかなかったが。